

愛知県農業水産局及び農林基盤局発注工事において

総合評価落札方式を採用する理由

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号）第 3 条第 2 項に述べられているように、公共工事の品質は工事の受注者の技術的能力に負うところが大きいため、公共工事の一般競争入札においては、「地方自治法施行令」（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項に定める総合評価落札方式を適用することを原則とする。